

人事行政運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、「下野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件等人事行政運営等の状況について概要をお知らせします。なお、データは平成19年4月1日現在のものですが、決算については平成18年度分となります。

1. 職員の任免及び職員数に関すること

(1) 職員採用試験実施状況（平成19年4月1日採用）

試験区分	応募者	受験者	1次合格者	2次合格者	最終合格率
一般事務職	37人	32人	10人	3人	10.6
一般事務職 (身障者対象)	2人	2人	2人	1人	2.0
保健師	11人	9人	4人	2人	4.5
保育士	19人	18人	3人	2人	9.0

(2) 採用者数について

平成18年度採用	一般事務職	3人
平成19年度採用	一般事務職	4人
	保健師	2人

(3) 退職者数について

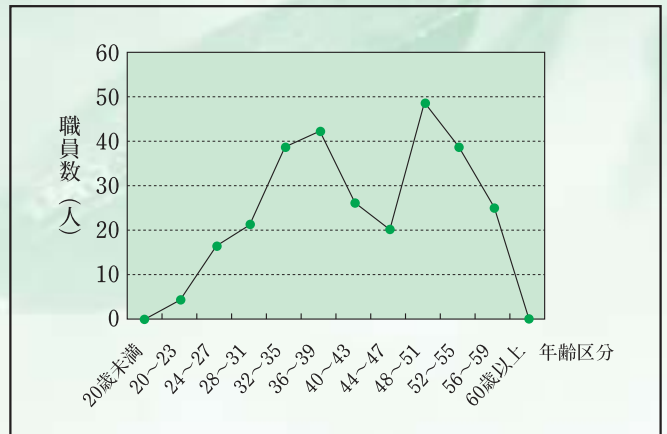
平成18年度退職	定年退職	11人
	勸奨退職	1人
	普通退職	1人

(4) 各部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	H18		H19		
	職員数(人)	前年比(人)	職員数(人)	前年比(人)	
一般行政	議 会	4	▲4	4	0
	総 務	102	4	95	▲7
	税 務	23	▲4	26	3
	民 生	101	7	102	1
	衛 生	26	▲1	26	0
	農林水産	27	▲3	26	▲1
	商 工	4	1	4	0
	土 木	32	▲6	35	3
小 計	319	▲6	318	▲1	
特別行政	教 育	99	0	99	0
	小 計	99	0	99	0
公営企業等	水 道	13	▲2	10	▲3
	下水道	14	9	13	▲1
	その他	12	▲8	12	0
	小 計	39	▲1	35	▲4
合 計	457	▲7	452	▲5	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(5) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在、一般行政職）



(6) 定員管理の数値目標と進捗状況

厳しい財政状況の中、行政需要の複雑高度化、多様化に的確かつ迅速に対応するため、最小限の資源で最大限の効果が得られるような効率的行政運営を推進するため定員適正化計画を策定しています。

	H17	H18	H19	H20	H21
計画職員数		457人	452人	450人	441人
実績職員数	464人	457人	452人		
前年差		▲7人	▲5人		
増減率累計		▲1.5	▲2.6		

2. 職員の給与に関すること

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
平成18年度	18,715,963千円	3,564,677千円	19.0%

(注) 人件費は職員・議員・市長・副市長・教育長・各種委員の給与、報酬、共済費、負担金等が含まれています。

(2) 職員給の内訳（普通会計決算）

単位：千円

区 分	給 料	職員手当	期末勤勉手当	共済費	退職手当組合負担金
平成18年度	1,560,986	158,235	630,168	424,837	314,072

(3) 職員手当等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	支給額等	支給実績
期末手当 勤勉手当	(18年度支給割合) ◎一般職員(特定幹部職員) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.40(1.20)月分 0.725(0.925)月分 12月期 1.60(1.40)月分 0.725(0.925)月分 計 3.00(2.60)月分 1.45(1.85)月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	期末手当 1人当たり年額 1,062,800円 勤勉手当 1人当たり年額 519,300円
	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 【その他加算措置】 定年前早期退職 特例措置(2~30%加算) 退職時特別昇給 無	左表に基づき 退職手当組合 において個別 に計算されま す。
管理職手当	・部長……66,800円 ・次長……57,800円 ・参事……57,800円 ・課長……46,800円 ・課長補佐……36,800円 ・主幹……28,600円	支給職員 140名 平均支給月額 36,200円/人
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族 6,000円 ・配偶者のない場合の扶養親族のうち 1人 11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 の子等 6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円を加算	支給職員 186名 平均支給月額 20,700円/人
住居手当	・借家(家賃が12,000円以上の者)最高27,000円まで ・持家3,000円(新築5年間のみ)	支給職員69名 平均支給月額 15,000円/人
通勤手当	・交通機関…支給限度55,000円/月 ・交通用具…片道2kmから60kmまでの31区分を 3,100円から32,000円まで	支給職員 337名 平均支給月額 15,000円/人
特殊 勤務手当	市税等の滞納整理 300円/日 伝染病防疫作業 4,000円/日 精神障害者保護業務 500円/日 用地・建物移転交渉 500円/日 生活保護業務従事 3,000円/月 旅人病人事務 1,000円/回 旅人死亡事務 5,000円/回 災害応急作業 500円/日 犬猫等死体処理 400円/体	支給職員16名 平均支給月額 1,300円/人
時間外 勤務手当	右記以外 午後10時~午前5時 通常勤務日 125/100 150/100 週休日・休日 135/100 160/100 ※週休日・休日勤務の場合は、原則として 振替休・代休で対応しています。	1人当たり 平均支給月額 28,300円

(4) ラスパイレス指数の状況(平成18年4月1日)

職 種	下野市	県内市平均
一般行政職	98.9	99.8
技能労務職	99.4	114.4

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

(5) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
平成19年度	347,600円	42歳11月	272,100円	51歳6月

(注) 1. 一般行政職とは、戸籍・年金などの受付や福祉・経理などの業務に従事する職種です。
2. 技能労務職とは、自動車運転手、公仕、調理員などの職種です。

(6) 職員の経験年数別、学歴別給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10~14年	15~19年	20~24年
一般行政職	大学卒	287,800円	344,500円	383,900円
	高校卒	248,000円	295,000円	350,900円

(7) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		決定初任給	
		下野市	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	短大卒	153,800円	151,000円
	高校卒	142,800円	138,400円
技術労働職	大学卒	—	—
	高校卒	131,500円	—

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務	主事 主事補	主事	主査	副主幹	課長補 主幹	課長	部長 課長	
職員数	17人	15人	69人	29人	61人	11人	15人	217人
構成比	7.8%	6.9%	31.8%	13.4%	28.1%	5.1%	6.9%	100%

(9) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当		勤勉手当		退職手当
		6月	12月	6月	12月	
市 長	(940,000円) 893,000円	1.6	1.75			給与月額×在職月数 ×5.5÷12
副市長	(740,000円) 703,000円	1.6	1.75			給与月額×在職月数 ×3.3÷12
教育長	(660,000円) 627,000円	1.2	1.4	0.91	0.91	給与月額×在職月数 ×2.8÷12
議 長	470,000円					
副議長	380,000円	1.6	1.75			
議 員	350,000円					

※上段は条例上の額、下段は減額後の額

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:30	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職員）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
13,165日	3,968.5日	332人	12.0日	30.1%

(3) 休暇制度の概要

休暇の種類	要件、日数など	
年次有給休暇	最大で年に20日付与	
病欠休暇	必要と認められる期間	180日以内
特別休暇 (主なもの)	ボランティア休暇	年5日以内
	結婚休暇	連続5日以内
	産前休暇	6週間
	産後休暇	8週間
	妻の出産休暇	2日以内
	妻の出産時の子の養育休暇	5日以内
	育児時間休暇	1日2回各30分
	子の看護休暇	1年度5日以内
	親族の死亡休暇	1日~7日
夏季休暇	3日以内	
介護休暇	最大6か月（無給）	
組合休暇	年に30日以内（無給）	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（H18.4.1~H19.3.31）

処分事由	処分の種類					計
	降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	0	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数（H18.4.1~H19.3.31）

処分事由	処分の種類					計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0	0

5. 職員の服務の状況

服務の原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が次のように定められています。当市では服務規律の確保のために研修啓発通達等を行っています。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用及び名誉を守る義務
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥争議行為等を行わない義務
- ⑦営利企業等の従事制限

6. 職員の研修・勤務成績の評定の状況

地方分権の新しい時代を迎え、地方自治体が社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる職員を育成するため、職員の研修や勤務成績の評定を行っています。

研修開催状況（平成18年度）

区分	小山地区職員 研修協議会	県市町村職員 研修協議会	市単独	自己啓発 研修	市町村 アカデミー
参加人数	100人	27人	551人	0人	0人

【主な研修】

新採用職員、初級職員、接遇、JKET、中級職員、接客スキルアップ、主査級職員、主任級職員、JST基本、プレゼンテーション、JST応用実践、OJT、自己改革・コーチング、政策評価、メンタルヘルス、クレーム対応力、法務基礎養成、危機管理、講師養成講座など50種類以上の研修科目が用意されています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成18年度）

(1) 共済組合・退職手当組合事業主負担金について

栃木県市町村職員共済組合	栃木県市町村職員退職手当組合
411,626,000円	304,533,000円
給与月額×156.3125/1000 賞与額×125.05/1000 (40歳以上の場合)	給与月額×195/1000

(2) 職員互助会について

会の名称	助成内容	職員会費
下野市職員互助会	助成なし	600円/月

(3) 職員の健康診断の実施状況

実施事業	対象職員
定期健康診断	全職員
人間ドック	35歳以上の職員のうち希望者
健康相談	全職員

(4) 公務災害等の発生状況

種類	認定件数
通勤災害	0
公務災害	1

(5) 育児休業の取得状況

区分	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	9	0	0
女性	7	7	0

※育児休業及び部分休業は、子が3歳に達する日まで取得可能（無給、1日を通じて2時間を超えない範囲）

(6) 利益の保護の状況

内容	有無
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益や処分についての不服申立て	無

問い合わせ先

総務課 人事グループ ☎40-5551